

令和元年度

第3回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和元年6月12日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和元年度第3回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	12件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)	1件
議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第5号	千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について	17件
議案第6号	農用地利用配分計画(案)の意見について	3件

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	5件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	16件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	32件
報告第4号	農地法第18条第1項第4号の規定による通知について	1件
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第6号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	19件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第4条)	1件
報告第8号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)	3件

<出席委員> (14名)

1 番	石 井 一 也	2 番	市 原 律 子
3 番	横 山 清 亮	6 番	齊 藤 憲 次
7 番	浅 川 政 明	9 番	高 橋 芳 和
10 番	竹 下 洋 一	11 番	秋 庭 重 樹
12 番	中 村 浩 道	13 番	西 郡 高 夫
14 番	伊 原 茂 久 (職務代理者)	15 番	齊 藤 元 治
16 番	長谷部 衡 平 (会 長)	17 番	橋 本 泉

<欠席委員> (3名)

4 番	小 川 友 安	5 番	清 宮 惠理子
8 番	長谷川 秀 明		

<事務局説明員>

事 務 局 長	松 浦 良 恵	次 長	岡 本 茂 之
次 長 補 佐	橘 菌 俊 朗	農地利用最適化推進班長	福 島 悟
農地保全班長	原 田 賢 一	農地審査班長	江 上 章 子
農地指導班長	根 本 幸 枝		

議 長
(長谷部会長)

開 会 (午前10時30分)

ただいまより、令和元年度第3回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中14人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 3番 横山 清亮 委員

議席番号 6番 齊藤 憲次 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班長
(伊原班長)

ご説明いたします。

議案第1号につきましては、面接を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

お手元の資料1ページと2ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区土気町に本店の所在する法人が、義務者であります緑区土気町に在住の方が所有する緑区土気町の農地を、新規就農のため賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、当該法人代表者は平成27年12月から農業法人や農家で、施設栽培・果樹栽培・露地栽培の経験を積み、その後は親戚の農地で露地栽培、出荷作業、販売の経験を積むとともに、平成30年には東金にある農業大学校での就農準備講座を受講済みとのことです。

申請地の取得後の作目は、落花生、サツマイモ、かぼちゃ、などを予定しております。

次に第2項ですが、本件は、第4項まで一体案件ですので、一

括してご説明いたします。

お手元の資料3ページから5ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります山梨県北杜市に本店が所在する法人が経営規模拡大のため、義務者であります緑区おゆみ野3丁目に在住の方外2名が所有する、緑区平山町及び若葉区中野町の農地に、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、権利者は、申請地に設置されている農業用ハウスを活用して、権利者が北杜市において生産している作目であるトマトを栽培します。事業の拡大と経営安定化を進めたいとのことです。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、第1項につきましては、それらに加え、同法第3条第3項各号の「解除条件」、「地域における役割分担」及び「業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事する」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

橋本委員

第1項ですが、議案書をみると新規就農の地積が約85アールと非常に経営規模が大きくなっております。

通常新規就農される方は農地取得の下限面積である40アールを若干超えるあたりから経営をスタートするのが一般的だと思います。従事者が1人と書いてありますが、代表社員1人で85アールも耕作が出来るのか、というのが1点目の質問です。

次に資料の2ページですが、落花生が2反歩、150万円の売り上げがあると書いてあります。自分も落花生を作っていますが、2反歩で150万円は多すぎるのではないのでしょうか。

サツマイモも5畝作って40万円、ゴボウも2反歩つくって99万円と、落花生・サツマイモ・ゴボウの収益がちょっと多すぎるのではないかと思います。この辺は農政センターでチェックされているのでしょうか。

以上2点ご質問します。

事務局	本法人は合同会社ですので、議案書には役員として構成している方のみを代表者１人として記載していますが、その他に委託というかたちで一緒に作業する方が、代表者と同じく２００日程度従事するため、常時従事する者としては概ね２名が予定されております。また、今後臨時の職員の雇用も考えている、とのことですので。 次に収益の見込みが過大なのではないか、というご質問ですが、代表の方は新規就農者ではありますが、親戚の方の農地で生産・販売の経験を積んでおり、現在の出荷先での実際の販売額を勘案してこの金額を算出しています。 また、農産物をそのまま販売するのではなく、加工して付加価値の高い製品を出荷するということで高めの設定をしていること、また、販売先で信頼があり価格が安定している、ということが金額設定の理由であると聞いています。
梶本委員	権利者がそのように説明をしているのであれば、やむを得ませんが、申請時に農業経営実施計画書を提出してもらった方が良いのではないのでしょうか。また、新規就農者なので農政センターにバックアップして頂くよう要望します。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第１班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第１号は、許可と決定いたします。 次に議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第１班班長、説明をお願いします。
事前審査第１班長 (伊原班長)	ご説明いたします。 第１項から第８項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。 はじめに第１項です。 お手元の資料６ページから８ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、貸駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉市都市モノレール千城台駅から南東に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

次に第2項です。

本案件は、次の第3項及び第4項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料9ページから11ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、墓地用地および駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、大宮インターチェンジから北東に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と墓地が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水につきまして第2項は、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留施設で流出抑制後、雨水管に接続します。

第3項及び第4項につきましては、雨水を側溝に放流します。

他法令関係は、墓地・埋葬等に関する法律に該当し、現在手続き中です。また、都市計画法に該当し許可済です。

次に第5項です。

本案件は、次の第6項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料12ページから14ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、中野インターチェンジから北西に約1.4キロメ

ートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。

被害防除は、土堰堤を設置し、土砂の流出を防止します。

また、雨水を、自然浸透で処理します。

次に第7項です。

お手元の資料15ページから17ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、高田インターチェンジから西に約900メートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、盛土を設置し、土砂の流出を防止します。

また、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。

次に第8項です。

お手元の資料18ページから20ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、障害福祉サービス事業所用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、蘇我インターチェンジから東に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し土砂の流出を防止します。

排水につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、側溝へ接続します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在、手続中です。

次に第9項です。

資料は21ページをご参照ください。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR幕張駅から北東に約700メートルに位置する農地です。

農地区分は、一筆は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に、中学校と小学校があることから第3種農地と判断し、他の一筆については、幕張駅から1キロメートル以内の農地であることから第2種農地と判断いたしました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

また、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後に側溝へ接続します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在、手続中です。

次に第10項です。

資料は22ページをご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、千葉東インターチェンジの南に位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、土留めを設置し、土砂の流出を防止します。

また、雨水を自然浸透で処理します。

次に第11項です。

本案件は、次の第12項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

資料は23ページをご参照ください。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、モノレール千城台駅から南西に約1.4キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に、小学校と保育所があることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

議長
(長谷部会長)

事務局

また、雨水は自然浸透で処理します。
事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
説明は以上でございます。

ありがとうございました。
事務局より補足説明をお願いします。

第1項について、事前審査会で質疑のあった事項について、補足説明をいたします。

本案件の事業計画において、雨水は自然浸透処理とすることにつき、排水計画が十分検討されていないのではないか、との意見がありました。

これについて、下水道整備を所管する下水道維持課に本案件の雨水処理について妥当性を照会したところ、法的な側面につき問題はないとの回答を得、これについては事前審査会においてご報告したところです。

更に詳細な検討を行いましたので結果をご報告いたします。

道路側溝について管理を行っている土木管理課に、詳細情報を提供し、意見聴取をしたところ、雨水排水処理の事業計画については、概ね適当であるとのことでした。

ただし、駐車台数が多いことから、側溝のふたについて強度のあるものが適当かもしれないので、土木事務所との協議をしてほしいとの指摘があったため、これについて権利者へ協議を促したところ、土木事務所との協議は終了したとの報告を受けております。

事務局からの補足説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長及び事務局からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第２号は許可と決定いたします。 次に議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。 事前審査第１班班長、ご説明願います。
事前審査第１班長 (伊原班長)	説明いたします。 議案書の９ページをご覧ください。 第１項です。 資料は、２４ページの位置図をご覧ください。 本件は、東京都港区に本社を置く法人が、若葉区中田町において太陽光発電施設建設を行うにあたり、同区同町に在住の方が所有する同区同町の畑、１筆に使用貸借権を設定し、一時的に「通路及び資材置場用地」として使用したい、というものです。 一時転用期間は、許可承認日から令和３年５月３１日までとなります。 砕石敷とし、被害防除対策は、ブロックにて土砂の流出を防止します。雨水は自然浸透です。 なお、当該地については、以前、別の会社が一時転用許可を受けていましたが、事業が行われなかったため、許可期間が切れて、新たに議案書に記載の別会社により一時転用許可申請が出されたものです。 事前審査第１班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ただいまの、事前審査第１班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。
橋本委員	本件は、以前も申請の出ていた、山林を開発しその下側の土地改良区の田を一時転用するという案件でしょうか。
事務局	同じ地区で行っている太陽光発電施設の建設にあたって、資材置き場として使用したいというもので、平成３０年３月１７日まで一時転用許可を行っていたものですが、以前の会社は業務不能な状態となり、ここでの太陽光発電施設建設が停止しており、議案書記載の別の会社が新たに資材置き場として一時転用を申請

	しています。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	—— 挙 手 ——
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。 次に議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明願います。
事前審査第1班長 (伊原班長)	説明いたします。 議案書の10ページをご覧ください。 第1項です。 東京都豊島区北大塚在住の方、他1名が所有しております、花見川区三角町の畑1筆、面積918平方メートルについて、買取り申出者の父が農業の主たる従事者であったことを、5月30日の現地調査により、大宮推進委員に確認していただきました。買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。 以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。
議場	—— 質問・意見等なし ——
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	—— 挙 手 ——
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。 次に議案第5号「千葉県農用地利用集積計画（案）の決定につ

事前審査第1班長
(伊原班長)

いて」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班長、説明をお願いします。

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画（案）の適否についての判断を依頼されたものです。

議案書の11ページをご覧ください。

第1項から第3項は、権利者が同一のため一括してご説明します。大網白里市金谷郷在住の農家の方が、緑区下大和田町在住の方、他3名の所有する緑区下大和田町の畑3筆、合計面積5,893平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年です。なお、権利者の作付品目は、落花生、アスパラガスです。

12ページをご覧ください。

第4項は、緑区大木戸町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する同町の畑3筆、面積4,783平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年です。

権利者の作付品目は、キャベツ、大和芋、ニンジンです。

次に13ページになります。

第5項から第7項は、権利者が同一のため一括してご説明します。

花見川区長作町在住の農家の方が、緑区下大和田町在住の方、他4名の所有する緑区下大和田町の畑6筆、合計面積19,867平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年です。権利者の作付品目は、そば、落花生です。

第8項は、緑区おゆみ野在住の農家の方が、同区高津戸町在住の方の所有する同区大高町の畑5筆、合計面積4,402平方メートルに賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。権利者の作付品目は、落花生、里芋、サツマイモ、レタスです。

次に15ページになります。

第9項は、緑区平川町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する同町の畑5筆、合計面積11,559平方メートルに使用賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。権利者の

作付品目は、ニンジン、落花生です。

第10項から19ページの第17項までは、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件のため、一括してご説明します。

千葉県園芸協会が若葉区五十土町在住の方、他7名の所有する畑11筆、合計面積29,043平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

これら第10項から第17項は、農地中間管理機構が作成する議案第6号の「農用地利用配分計画案」に基づいて、千葉県の認可を経て貸付けられます。

第1項から第17項の合計面積は75,547平方メートルです。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第1項から第9項について、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。

議案第5号についての説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査1班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

橋本委員

議案書11ページの第1項から3項までは同一人の申請ですが、権利者の方の現在の経営面積がゼロであることから、新規就農者で、農業経営基盤強化促進法の利用権設定事業により農地を借りようとされる方だと思います。

この方は若い方ですので、農業次世代人材投資事業の対象となるかと思われそうですが、いかがでしょうか。

また、新規就農者が農地法第3条の規定により農地を借りる際は営農計画書を提出したり、面接を行っております。農業委員会がチェックを行うためには、利用権設定事業より農地法3条で貸し借りを行った方がよいのではないのでしょうか。

事務局

おっしゃるとおり、この方は認定新規就農者です。

青年等就農資金については活用することが決まっておりますし

て、農業次世代人材投資資金についても活用できるかどうか農政センターが中心となってお相談を承っているところです。

梶本委員

農地法第3条の規定により農地を借りられる新規就農者の方については、営農計画書を提出して頂いて中身を吟味し、事前審査会において面接も行っています。この方は農業経営基盤強化促進法による利用権設定の手続きを行っているため、書類のチェックは農政センターで行っているということですが、私は新規就農の方は農業委員会の中で審査を行う方が好ましいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

認定新規就農者については農政センターの就農準備会に参加し、研修を受けて頂きますが、この方については市の計画に沿ってプランを作成して頂いた方なので、市の「基本構想」に適合する方として、農用地利用集積計画により権利移動を行うことができるものとして取扱っています。

農地法第3条での申請のみならず、農用地利用集積計画に載っているものについても、農政センターが中心とはなっていますが、営農計画についてはきちんと審査しており、研修などで市の方で支援しております。

農地法第3条と利用権設定事業のいずれの方法により貸し借りを行うかはご本人の選択によります。

梶本委員

選択権は本人にあるので、こちらからいう事ではないのですが、できれば事前審査会において、既に農政センターで営農計画書を提出してもらっており、面接もそこで受けてもらっている旨を説明して頂きたいと思います。

何も説明がないと、農地法第3条により貸し借りを行っている方は面接まできちんと行っている、利用権設定事業により貸し借りを行っている方はそういった手続きがない、というように不公平に見えてしまいます。個人的な意見ですが今後宜しくお願いします。

齊藤（憲）委員

自分もそうなのですが、新規就農者には色々なサポートがあった方がいいと思います。

農政センターのサポートの中で近くの落花生を作っている方や、農業をよく知っている方の紹介をしてあげて頂きたいです。

就農準備会の中でそのようなプログラムがないのであれば、農

	業委員会や農地利用最適化推進委員を紹介して頂きたいと思います。
事務局	新規就農の方については、担当地区の最適化推進委員にこういった方が新規就農している、ということを情報提供し、相談に乗って頂いたり、地域の方を紹介するようお願いしています。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査1班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙 手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第5号は、原案どおり決定いたします。 次に議案第6号「農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。 事前審査第1班長、説明をお願いします。
事前審査第1班長 (伊原班長)	議案書の20ページをご覧ください。 本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案についての意見を求められたものです。 意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と担い手の貸借が成立します。 第1項ですが、若葉区五十土町、佐和町、川井町の畑7筆、面積計7,300平方メートルを、若葉区大広町の農家の方に賃借権設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和6年6月30日までの約5年間となります。 なお、権利の設定を受ける者の作付品目は、麦、そばです。 第2項ですが、若葉区野呂町の畑3筆、面積計19,760平方メートルを、中央区今井町の農家の方に賃借権設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和6年6月30日までの約5年間となります。権利の設定を受ける者の作付品目は、そばです。

	次に 21 ページになります。 第 3 項ですが、緑区平川町の畑 1 筆、面積 1,983 平方メートルを、佐倉市春路の農家の方に賃借権設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和 6 年 6 月 30 日までの約 5 年間となります。権利の設定を受ける者の作付品目は、ブルーベリーです。 本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 4 項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。 議案第 6 号の説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査 1 班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
議場	——— 質問・意見等なし ———
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに賛成の方は、挙手願います。 ——— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第 6 号は、「意見なし」と決定いたします。 以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第 1 号から 7 号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	報告案件について、ご説明いたします。 議案書の 22 ページをご覧ください。 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の 23 ページまでに 5 件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の 24 ページをご覧ください。 報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出につ

いて」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の26ページまでに16件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の27ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の31ページまでに32件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の32ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第1項第4号の規定による届出について」は、届出に係る農地について賃借人が適正に利用していないと認められる場合、契約解除の前にあらかじめ届出がされるもので、1件ございました。

農業委員・農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、適正に利用されていないことを確認しましたので、届出書を受理いたしました。

議案書の33ページをご覧ください。

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、2件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の34ページをご覧ください。

報告第6号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、議案書の35ページまでに19件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行った結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の３６ページをご覧ください。

報告第７号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第４条）」は、１件ございました。

内容につきましては、５月の総会で審議されたもので、５月１６日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

議案書の３７ページをご覧ください。

報告第８号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第５条）」は、３件ございました。

本件についても、報告第７号と同様に５月の総会で審議され、５月１６日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの報告第１号から第７号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和元年度第３回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 （午前１１時４０分）